

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年8月24日まで縦覧に供する。

平成28年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成28年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人西讃教育支援ネットワーク

秋山 茂利

三豊市豊中町岡本1601番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、発達障害をもつ子どもとその保護者、学校関係者等が抱える多種多様な問題の総合的な受入窓口となるため、教育カウンセラーをはじめとして、地域住民、行政機関等が連携を図りながら、相談活動、援助活動を行うとともに、発達障害に対する見識や関心を深め、相互交流の場を提供することにより、子どもの健全育成のための環境づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。